

「令和 9 年合同消防出初式」移動販売車出店参加募集要領

1 目的

この要領は、枚方寝屋川消防組合・枚方市消防団・寝屋川市消防団による合同消防出初式において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食の提供をすることで、来場者の満足度を高め、来場者の集客を目的としてキッチンカーを出店する事業者を募集するものです。

2 出店場所

淀川河川公園枚方地区 淀川アクアシアター付近河川敷

3 募集対象及び台数

キッチンカー15 台（店舗）程度

※ 場所の都合により 2 トンクラスまでの車種に限ります。

4 出店許可時間

令和 9 年 1 月 10 日（日）10 時 00 分から 14 時 00 分まで

入場時間：8 時 30 分から 9 時 30 分まで

退場時間：14 時 00 分から 15 時 00 分まで

5 募集期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）から同年 11 月 6 日（金）まで

6 出店料

無料

7 出店に必要な基準

食品を販売するにあたり、次に掲げる事項すべてを満たす必要があります。

- (1) 食品衛生法に基づき、大阪府内での飲食営業許可を有していること。
- (2) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者が配置されていること。
- (3) 食品賠償保険等に加入していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団に関係していないこと。

8 販売品目

飲食物（酒類の販売は禁止）

9 注意事項

以下の注意事項を遵守してください。

(1) 食品衛生管理

施設や設備が基準通りに維持管理されているか常に点検するとともに、食品の取り扱い等にも十分留意して、安全で衛生的な食品を提供できるように努めること。

(2) 施設利用

ア キッチンカーの搬入、搬出は出店者各自で行うとともに、職員の指示に従うこと。

イ 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者において用意すること。

ウ 出店者は自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること。

(3) その他

ア 出店者は、出店に伴い発生した事故やトラブル等一切の責任を負うものとする。

イ 誓約書の内容を遵守すること。

ウ 出店者は、本要領及び職員の指示に従うこと。

エ 自然災害及び本消防組合の都合等により、急遽出店を中止する場合に発生する損失の補填は行わない。

オ 出店者は、必ず保健所の許可を受けた車両と許可内容の範囲で営業をすること。

カ 出店者は、火気器具（コンロなどの調理器具や発電機等）を使用する場合は消火器を準備すること。また、発電機を使用する際は燃料を適切に管理し、給油する際は発電機を停止する等、安全に行うこと。

10 出店の審査

上記の出店の条件を満たしていない場合や申込み多数の場合、出店をお断りする場合があります。

なお、申込み多数の場合は、提供する飲食物の種類等を考慮した上で事務局による選考を行います。

11 出店の許可

すべての申請者に対して、令和8年11月20日（金）までに出店の可否についてメールで通知します。許可を受けた申請者は令和8年11月27日（金）までに別添「暴力団排除に係る誓約書」及び「露店等の開設届出書」を消防本部総務管理課宛に提出をお願いします。その後、出店許可証を交付しますので、合同消防出初式当日に出店許可証を持参してください。